

市民委員会資料

議案第171号

川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例の制定について

資料 (仮称) 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)に対する意見募集の実施結果について

参考資料 パブリックコメント手続資料

経済労働局

平成27年11月25日

(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)に対する 意見募集の実施結果について

1 概要

川崎の中小企業は、事業所数の99.6%、従業者数の76.9%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献しています。

本市において、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、中小企業の活性化に関する条例の制定に向けた基本となる考え方を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しましたので、結果を御報告いたします。

2 意見募集の概要

条例名称	(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)
意見の募集期間	平成27年9月10日(木)から平成27年10月9日(金)まで
意見の閲覧場所	川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、川崎市役所第3庁舎2階(かわさき情報プラザ)
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送または持参
結果の公表方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ及び各区役所での資料設置

3 結果について

パブリックコメント手続で寄せられた意見

意見提出数(意見件数)	19通(59件)
内訳：電子メール	3通(5件)
ファックス	13通(34件)
郵送	1通(1件)
持参	2通(19件)

4 御意見の内容と対応

提出された御意見は、主に中小企業活性化施策の充実を求める御意見であり、今後の参考となるものや基本的な考え方に対する質問・要望等であったほか、その趣旨が概ね基本となる考え方に既に反映されているものであったことから、中小企業の活性化に関する条例の制定に向けた基本となる考え方に沿って、条例案をとりまとめます。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに考え方（案）に反映するもの
- B 考え方（案）の趣旨に沿った御意見であり、既に考え方（案）に反映されているもの
- C 御意見の趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 考え方（案）に対する要望・質問等であり、内容を説明・確認するもの
- E その他の御意見

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	件 数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
① 前文	1件		1			
② 基本となる理念	3件		3			
③ 各主体の定義	4件		2		2	
④ 市の責務	15件		1		8	6
⑤ 中小企業者の役割	2件		1		1	
⑥ 大企業の役割	1件				1	
⑦ 産業の振興に関する計画及びPDCA	3件		1	1	1	
⑧ 市の中小企業活性化施策	20件		4		13	3
⑨ 調査・研究の実施	8件				8	
⑩ 施策の検証	1件				1	
⑪ その他	1件				1	
合 計	59件		13	1	36	9

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

番号	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
①前文			
1	日本の工業を牽引してきた京浜工業地域の中心である川崎市の製造業の活性化を打ち出す必要がある。	川崎市は、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積しており、その振興を目指すためにも、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支えてきた中小企業の活性化の取組の推進を図ることとしております。	B
②基本となる理念			
1	昨年6月に施行された「小規模企業振興基本法」を受けて、事業の持続的発展の重要性を明確にすること。	この条例において、中小企業の自主的な取組とその取組を促進するための環境づくりが重要であることを規定しており、その基本的な考え方といたしましても、小規模企業振興基本法の趣旨である、小規模企業者の事業の持続的な発展をその趣旨に含んでおります。	B
2	外部資本誘致策はどうしても大企業の先端研究の誘致の重視という面が強く、雇用や地域内投資の点からすると短期的な効果は期待できないという問題がある。地域経済を長年支えてきた中小企業、特に小規模企業者の中で、金も人も物も循環しない深刻な実情が長年にわたって起きている。川崎市の地域経済を発展的に循環させるような再投資を進める経済振興策の方向性を打ち出す必要がある。	基本となる理念といたしまして、海外を含めた市外からの投資や企業立地が活発化することにより、地域経済の好循環が生み出されるよう中小企業の活性化の取組を推進することとしておりまして、本市の施策におきましても、そのような理念に基づき施策の推進を図ることとしております。	B
3	地域経済の公正かつ健全な活動を維持するための各経済主体との連携を提案する。	この条例に基づき、各経済主体の連携による中小企業の活性化の取組の推進を図ることとしており	B

		ます。	
③各主体の定義			
1～2	<p>条例において、定義規定の中に、小規模企業者を明記すること。</p> <p>(同様の意見 計2件)</p>	<p>条例において、中小企業者を定義しており、その定義の中に小規模企業者も含まれております。</p>	D
3	<p>中小企業診断士等支援団体の役割を追加すること。</p>	<p>御指摘のあったかわさき中小企業診断士クラブやかわさき技術士クラブ等の支援団体につきましては、「中小企業に関する団体」に含まれております。</p>	B
4	<p>中小企業関係団体に地域経済の活性化を目的とするNPO法人、中小企業者の交流及び共同化を推進する自主的な団体を加えること。</p>	<p>地域経済の活性化を目的とするNPO法人等につきましては、「中小企業に関する団体」に含まれております。</p>	B
④市の責務			
1～6	<p>条例を推進していくために、行政として担当者の充実を図ってほしい。</p> <p>(同様の意見 計6件)</p>	<p>本市の責務として、中小企業の活性化に関する施策を、総合的かつ計画的に策定し、実施することとしておりまして、そのような責務を果たすために必要となる取組を推進してまいります。</p>	E
7～11	<p>小企業者が、事業を推進していく上で困難な点は、税金(国保料含む)などの負担の増、仕事の激減等で、こうした環境を変えていくためにも、全庁的な研修や横断的な連携を深めてほしい。</p> <p>(同様の意見 計5件)</p>	<p>本市の責務として、中小企業の活性化に関する施策を、総合的かつ計画的に策定し、実施することとしておりまして、そのような責務を果たすため、関係する部局の有機的な連携の下に、必要となる取組を推進してまいります。</p>	D
12	<p>(市の責務において、)小規模企業への配慮規定に金融、税制、情報の提供その他の事項について小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払う趣</p>	<p>この条例において、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業者の事情を考慮することとしております。</p>	B

	<p>旨の文言を明記すること。</p> <p>中小企業基本法第8条（小規模企業に対する中小企業施策の方針）第3項及び「小規模企業振興基本法」に対する国会の付帯決議の具体化として条文に明記することは可能である。</p>		
13	<p>条例を継続し、生かしていくためには、事業者の実態を全庁的な共通意識にしていくための取組が今後必要なのではないか。</p>	<p>中小企業者の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行い、関係する部局の有機的な連携の下に、必要となる取組を推進してまいります。</p>	D
14～15	<p>国保・市税などの支払いができない業者に対して、差し押さえや強制的な回収をするのではなく、事業継続をしながら支払いができるようにしていくために、横断的な行政の研修・対応ができるよう要望していく。</p> <p>（同様の意見 計2件）</p>	<p>国民健康保険や市税等の支払いにつきましては、税負担等の公平原則を踏まえた対応となることを前提に、中小企業の活性化の取組を推進してまいります。</p>	D

⑤中小企業者の役割			
1	中小企業者の役割として、人材確保、事業承継のためにも人間を大切にす経営及び若者に魅力ある企業の実現を図るよう求めること。	この条例は、中小企業者における自主的な経営の改善及び向上や中小企業に関する団体との連携等の取組の推進を期待するものです。	D
2	中小企業者の役割として、条例の普及のために、従業員教育の推進を図るよう求めること。	条例の普及に関しまして、本市として、中小企業者をはじめとする関係者との連携を図ることなどにより、広報活動に取り組むこととしております。	B
⑥大企業の役割			
1	大企業の役割として、中小企業の事業の発展を支援するよう求めること。	この条例は、行政、事業者、市民等の協力関係の中で、中小企業の活性化を目指すもので、大企業者においても、中小企業に関する団体との連携など中小企業の活性化に向けた取組の推進を期待するものです。	D
⑦産業の振興に関する計画及びPDCA			
1	振興に関する施策の計画、施策の検証、実施状況の公表という点が盛り込まれている点は、評価できる。	本市におきましては、施策の検証や実施状況の公表等の取組の推進を図ることとしております。	B
2	「(仮称)川崎市産業振興協議会・中小企業活性化専門部会」に、地域の中小企業者及び小規模企業の実態及び要求が反映するような要綱の制定を提案する。	この条例に基づく施策の検証等につきまして、川崎市産業振興協議会に専門部会を設けるなど、第三者の審議を踏まえた施策の改善が図れるよう取組を推進してまいります。	D

3	<p>専門部会を置くと聞いています。この専門部会の中に地域別の研究会を設置されることを要望します。</p>	<p>川崎市産業振興協議会に専門部会を設置するなど第三者の審議につきましては、審議会における会議運営の工夫など、必要な検討を行ってまいります。</p>	C
⑧市の中小企業活性化施策			
1～2	<p>地域産業の重要な担い手である中小製造業の技術の振興の充実を図ること。 (同様の意見 計2件)</p>	<p>川崎市は、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積しており、その振興を目指すためにも、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、研究及び開発の支援など地域経済を支えてきた中小企業の活性化の取組の推進を図ることとしております。</p>	B
3	<p>経営基盤強化の項で、「中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進」を打ち出し、資金面での取組みも打ち出した点を評価する。</p>	<p>経営基盤の強化に向けては、必要に応じて、経営資源の確保に関する相談や中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進など取組の推進を図ることとしております。</p>	B
4～9	<p>中小企業の人材教育について、社員への奨学金や企業への補助を活性化に取り入れてもらえないか。大企業は新人を1～2年かけて研修できるので、それに対応するものがほしい。 (同様の意見 計6件)</p>	<p>この条例は、中小企業の自主的な取組とその取組を促進するための環境づくりが重要であることを規定しており、その基本的な考え方を踏まえ、中小企業の活性化のための必要な施策を規定しております。</p> <p>この条例に基づき、社員研修等への補助金の支出を行うことはできませんが、中小企業者の人材教育については、経営基盤の強化にもつながるものであり、中小企業者の自主的な取組について関係者が支援できるよう、本市として取組を推進してまいります。</p>	D
10	<p>人材の確保の項で、「青少年の職業についての基礎的な知</p>	<p>中小企業者の人材確保に資するため、青少年の職業についての基</p>	B

	識、勤労を重んずる態度等を養うことに資する職業を体験する機会の提供」を打ち出し、後継者育成の機会を広げること	礎的な知識、勤労を重んずる態度等を養うことに資する職業を体験する機会の提供について取組の推進を図ることとしております。	
11～17	この条例に期待することは、町場・個人建設業者の活性化と経営支援です。要望として、町場建設業者の経営支援と大手参入制限などの取り組みの強化をお願いします。 (同様の意見 計7件)	この条例は、中小企業の自主的な取組とその取組を促進するための環境づくりが重要であることを規定しており、その基本的な考え方を踏まえ、中小企業の活性化のための必要な施策を規定しております。 中小企業者の受注機会の増大につきましても、本市として、地方自治法等の法令の範囲内で、市内中小企業者の受注の機会の増大の取組に努めることとしております。	D
18～20	入札制度の強化について、C/Dクラスが受注する資材単価を市場に見合った単価にしたい。 (同様の意見 計3件)	今後とも、公共工事の品質確保の促進に関する法律等に則り、入札制度等につきましても、適正に実施してまいります。	E
⑨調査・研究の実施			
1～8	中小企業、特に小企業者の実態について市の職員が直接聞き取りを行い、実情をつかみ、今後の施策に役立ててほしい。 (同様の意見 計8件)	この条例におきまして、調査・研究の実施について規定しておりまして、経営環境に関する独自アンケートや企業訪問等を実施することにより、中小企業者の課題の把握等を行ってまいります。	D
⑩施策の検証			
1	施策の実施状況に併せて、その実施状況を検証した結果についても条例上公表を明記すること。	条例において、施策の実施状況についてとりまとめ、公表することとしております。	D

①その他			
1	4年ごとの改正の明記を提案する。	この条例の中に、条例の改正に関する規定を設けることは予定しておりません。	D

5 お問い合わせ

川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

電話：044-200-2332、F A X：044-200-3920

中小企業の活性化に関する条例の制定について

～市民の皆様の御意見を募集します～

川崎の中小企業は、事業所数の99.6%、従業者数の76.9%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献しています。

本市において、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、中小企業の活性化に関する条例の制定に向けた検討を行ってまいりました。

このたび、基本となる考え方がまとまりましたので、次のとおり市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 条例の制定時期

平成28年4月1日（予定）

2 制定する条例

「(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」

3 意見の募集期間

平成27年9月10日（木）から平成27年10月9日（金）まで

※郵送の場合、10月9日必着とします。

※持参の場合、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯でお持ちください。

4 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」からご覧いただけます。

5 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

*意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

*電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

6 注意事項

*お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、市の考え方を、後日市ホームページで公表いたします。

*お知らせいただいた個人情報、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

7 問合せ先・意見提出先

川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

電話：044-200-2332、FAX：044-200-3920

(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)の概要①

条例制定の趣旨

川崎の中小企業は、事業所数の99.6%、従業者数の76.9%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献している。
本市において、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、「(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を制定する。

条例制定の背景

平成26年度に地元経済界の主要団体である川崎商工会議所が中心となって、川崎市における中小企業の活性化のための条例制定の要望に向けた検討会が自主的に設置され、経済関係団体や有識者などの意見を幅広く聞き取りながら、条例の在り方について要望書の取りまとめがなされた。
本市においては、この要望書の趣旨を踏まえ、庁内における検討を行い、平成27年度中に「(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の制定に向けた取組を推進してきた。

条例の特徴

①経済界との連携

経済界との連携による中小企業活性化の取組の推進

- ・中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めること
- ・関係団体等との連携を図ること など

①中小企業者の経営の改善・向上の自主的な取組の促進

・市内外とのマクロの視点から、中小企業者の活性化と地域の活性化を一体として推進するものであること など

中小企業の活性化

②市内外からの投資や企業立地の活発化による地域の活性化の促進

③市、国、関係地方公共団体、関係団体等及び市民の相互の連携の促進

・中小企業者、大企業、中小企業に関する団体、大学、金融機関、市民がそれぞれに役割を果たしながら応援する体制を構築すること など

②実効性のある施策の規定

条例において施策の8つの柱を位置づけるとともに、「(仮称)新かわさき産業振興プラン」を実行計画として位置付け、中小企業活性化の取組を推進

8つの施策の柱

条例

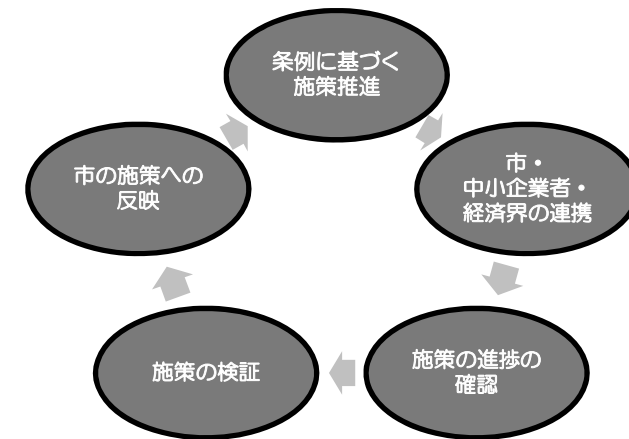
(仮称)新かわさき産業振興プラン

事務事業の実施

- 創業等の促進
- 連携の促進
- 研究及び開発の支援
- 経営基盤の強化、小規模企業者の事情の考慮
- 人材の確保
- 地域の活性化の促進
- 海外市場の開拓等の促進
- 受注機会の増大

③持続的な施策の改善

中小企業活性化施策の好循環の仕組みづくり



条例案の規定の内容

前文

<前文の骨子>

本市の多様な産業の集積、本市に貢献してきた中小企業者、中小企業者を取り巻く厳しい環境、中小企業者の自主的な取組の促進と応援する環境づくりの重要性等を骨子とする。

(本市の多様な産業の集積)

・川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、多様な産業が集積する国際的な産業都市として発展してきたこと

(本市に貢献してきた中小企業者)

・これまで、川崎市の中小企業は、時代の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ね、市民生活を豊かにして、川崎市の発展に大きく貢献してきたこと

(中小企業者を取り巻く厳しい環境)

・一方で、川崎市の中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増しており、経済的社会的環境の大きな変化に的確に対応するための絶え間ない創意工夫が求められていること

(中小企業者の自主的な取組の促進と応援する環境づくりの重要性)

・こうした状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業の自主的な取組、そして、その取組を促進するための環境づくりが重要である。さらには、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、川崎市の経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められていること

(条例が目指すこと)

・このような環境づくりと好循環の創出を、中小企業の活性化のための成長戦略として推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定すること

1

目的の規定／基本となる理念

■条例の目的

- ①中小企業の活性化に関し、基本理念を定めること
- ②市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにすること
- ③中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めること
- ④これらにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与すること

■基本となる理念

- ①中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること
- ②海外を含めた市外からの市内への投資や企業立地が活発化することにより、地域の活性化が促進されること
- ③市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること

■各主体の定義

- ①中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するもの
- ②大企業者…中小企業者以外の事業者(会社又は個人に限る。)で、市内に事務所又は事業所を有するもの
- ③大学等…学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するもの
- ④金融機関…銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するもの
- ⑤関係団体等…「中小企業に関する団体」及び②大企業者、③大学等、④金融機関
(例)川崎商工会議所、川崎市工業団体連合会、川崎市商店街連合会、(公財)川崎市産業振興財団、地域経済の活性化を目的とするNPO法人等

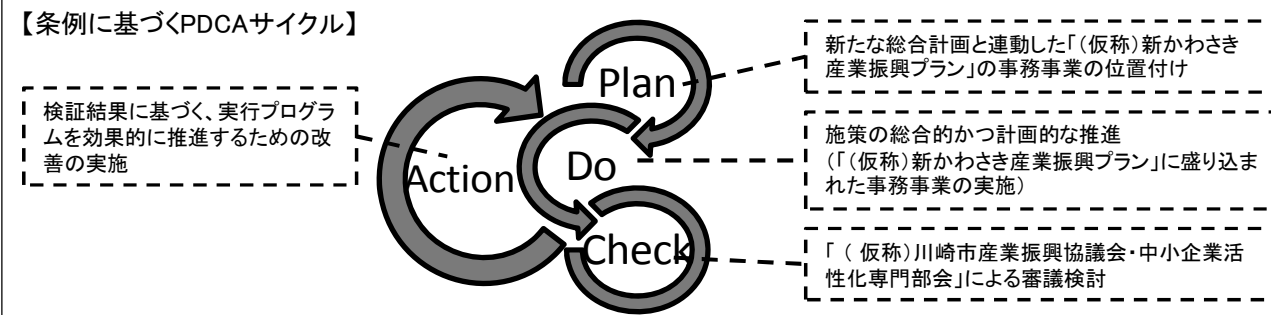
(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)の概要②

2 各主体の責務・役割と連携について

- 本市の責務
 - ①中小企業の活性化に関する施策を、総合的かつ計画的に策定し、実施すること
 - ②国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施すること
 - ③中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者及び市民等からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めること
- 中小企業者の役割
 - ①自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めること
 - ②中小企業に関する団体に加入する等により連携に努めること
 - ③市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること
- 中小企業に関する団体の役割
 - ①中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むこと
 - ②自ら運営の状況を明らかにして、中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくる等により連携に努めること
 - ③市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること
- 大企業の役割
 - ①市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること
 - ②中小企業に関する団体に加入する等により連携に努めること
- 大学等の役割
 人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること
- 金融機関の役割
 中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者の事業内容に応じた適正な資金の貸付、経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること
- 市民の役割
 中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めること

3 産業の振興に関する計画及びPDCA

- 産業の振興に関する計画
 中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が別に策定する産業の振興に関する計画に以下の内容を盛り込むこと
 - ①中小企業の活性化に関する総合的かつ長期的な目標及び基本方針
 - ②中小企業の活性化に関する施策の基本的方向
 - ③その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項



4 本市の中小企業活性化施策の規定

■本市の中小企業活性化施策		
項目	概要	想定施策
創業等の促進	・創業及び中小企業者の経営の革新等の取組を促進すること	・創業しやすい環境の整備 ・中小企業者の経営の革新に関する情報の提供 ・中小企業者の技術の向上に関する支援 ・中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援
連携の促進	・中小企業における経営資源の有効な活用に資するため、企業者の保有する知的財産を中小企業者が活用することを促進すること	・中小企業者と大企業者の交流の機会の提供
研究及び開発の支援	・企業者及び大学等が有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進すること	・中小企業者と企業者との連携又は中小企業者と大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援
経営基盤の強化 小規模企業者の事情の考慮	・中小企業者の経営基盤を強化すること ・経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を考慮すること	・経営資源の確保に関する相談 ・中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進
人材の確保	・事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、施策を行うこと	・就業を希望する者の状況に応じた就業の支援 ・青少年の職業についての基礎的な知識、勤労を重んずる態度等を養うことに資する職業を体験する機会の提供
地域の活性化の促進	・地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、施策を行うこと	・地域の特性を活かした新たな事業の創出の支援 ・市内への投資の促進
海外市場の開拓等の促進	・中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進すること	・海外市場の開拓等に資する情報の提供及び相談
受注機会等の増大	・工事の発注、物品及び役務の調達に当たって、中小企業者の受注の機会の増大の取組に努めること ・中小企業者の社会貢献の取組の状況の斟酌に努めること ・指定管理者の選定に当たって、中小企業者の参入の機会の増大の取組に努めること	・工事の発注、物品及び役務の調達において、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、工事の発注等の対象の適切な分離・分割

5 その他

- 調査・研究の実施
 中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うこと
- 施策の検証
 中小企業の活性化に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めること
- 実施状況の公表
 毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表すること
- 財政措置
 中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること